

Q7：「学校保健安全法」（平成21年4月1日施行）についてその概要を教えてください。

A： 今回の学校保健法の一部改正は、学校保健と学校安全の一層の充実を図るために行われ、「学校保健法」から「学校保健安全法」に改称された。

学校保健に関する内容では、学校環境衛生基準の法制化や保健室と養護教諭の役割が明確にされ、学校安全に関する内容では、災害や不審者の侵入事件等への対処要領の策定及び適確な対応の確保、学校安全体制の強化などが新たに加わった。

なお、旧学校保健法に基づき作成されている「学校保健安全計画」については、学校保健安全法を受け、「学校保健計画」と「学校安全計画」をそれぞれ別に策定し、実施することになる。

以下に主な概要等を示す。

## 1 学校保健安全法の概要について

### 【学校保健に関すること】

#### 新設された主な事項

#### ○「保健指導」の充実（第9条）

（保健指導）

第9条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者（学校教育法第16条に規定する保護者をいう。第24条及び第30条において同じ。）に対して必要な助言を行うものとする。

新たに「保健指導」が加わり、現在、学校で行われている保健指導が法律上明記された。学校においては、養護教諭を中心に、担任などの関係職員とが連携し、健康相談や日常の健康観察等により子どもたちの心身の健康状態を把握するとともに、組織的な保健指導をすることが求められている。また、保護者へ必要な助言を行い、家庭と連携した保健指導をすることも求められている。

#### ○「地域の医療関係機関等との連携」（第10条）

（地域の医療機関等との連携）

第10条 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

旧法においても健康診断や臨時休業を行う際には、学校の設置者は保健所に連絡するものとされていたが改正により、学校において救急処置や健康相談、保健指導を行う際には、必要に応じ地域の医療機関等との連携を図るよう努めるものとしたことも新たに盛り込まれた。

## 充実が図られた主な事項

### ○「学校保健計画」の策定と実施（第5条）

（学校保健計画の策定等）

第5条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画し、これを実施しなければならない。

これまでの保健計画・安全計画は「学校保健安全計画」として一体的に取り扱われてきたが、今回の改正により「学校保健計画」「学校安全計画」をそれぞれ立案することになった。第5条では、学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導、その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならないとし、新たに児童生徒等に対する指導に関する事項を必ず盛り込むこととした。また、留意事項として、学校保健計画の内容については、原則として、保護者等の関係者に周知を図ることとした。（学校安全計画も同様。第27条 参照。）

### ○「保健室」の役割（第7条）

（保健室）

第7条 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。

旧法では、保健室は雑則に規定されていたが、学校の管理運営や保健管理の重要な役割を有することから第2章に位置付けられた。第7条では、「学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする」と示された。

### ○第4節 感染症の予防出席停止（第19条）

（出席停止）

第19条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

旧法では、「伝染病」という用語が使用されてきたが、改正により「感染症」に改められた。

## 【学校安全に関すること】

### 新設された主な事項

#### ○総合的な「学校安全計画」の策定及び実施（第27条）

（学校安全計画の策定等）

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

旧法では、法律上は保健計画・安全計画は「学校保健安全計画」として一体的に取り扱われてきたが、改正により「学校安全計画」の策定と実施が義務づけられた。第27条では、施設設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員研修に関する事項を新たに学校安全計画に記載し、実施すべき事項として規定している。

「学校安全計画例」（p. 44参照）

#### ○「学校環境の安全確保」（第28条）

（学校環境の安全の確保）

第28条 校長は、当該学校の施設又は、設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

校長は、施設設備について児童生徒の安全確保を図る上で支障があると認めた場合には、遅滞なく改善を図る措置等を講ずることと定められた。

#### ○「危険等発生時対処要領の策定」による的確な対応の確保（第29条）

（危険等発生時対処要領の作成等）

第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。

学校においては、事件・事故や自然災害時に備えて危機発生時において学校の職員がとるべき措置の具体的内容や手順を定めた対処要領（危機管理マニュアル）を作成することとし、校長は、対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等の発生時に職員が適切に対処するために必要な措置を講ずることと示された。また、事件・事故等が発生した後、児童生徒の心のケアが重要であることから、当該児童生徒や関係者の心身の健康を回復させるため、スクールカウンセラー等による児童生徒等へのカウンセリングなど必要な支援を行うものとした。なお、対処要領については、作成後、毎年度適切な見直しを行うことが必要であることとしている。

## ○「地域の関係機関との連携」による学校安全体制の強化（第30条）

（地域の関係機関等との連携）

第30条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

児童生徒の安全確保を図るため、保護者、警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体、地域住民との連携を図るよう努めるものとする規定された。

## 2 学校安全計画作成に関する留意事項について

- (1) 学校安全に関する総合的な計画になるので、次の内容については、必ず記載することが重要である。その際、「生活安全」・「交通安全」・「災害安全」の3つの分野についての内容が全て含まれるようにする。

- 安全教育に関すること…①安全学習、②安全指導
- 安全管理に関すること
- 学校安全に関する組織的活動に関すること
- 教職員等の研修に関すること（組織的活動に含めることも可能）

- (2) 既に学校安全計画が策定（実施）されている場合には、上記の内容について見直しをする。
- (3) 安全学習や安全指導については、各学校の年間指導計画等と照合し、関連のある教科・領域等の項目を設定する。
- (4) 各学校における特色・実態に応じて、創意工夫し有効に活用できるよう作成する。

**「学校安全計画例」(p. 44参照)**

## 3 校内の学校安全体制の見直しについて

全国的に学校安全に関する様々な取組が、複数の部（係）において分散して行われている例が数多く見られる。（けがの防止等については保健部、防災（訓練を含む）については管理部、交通安全については児童生徒指導部等が担当しているなど。）このような場合、具体的な取組はそれぞれの担当が行うが、各種計画の策定、校内の学校安全活動の企画・調整について、関係教職員の連携の核となる教職員、例えば、学校安全主任等を校務分掌の中で明らかにするなど、体制の整備、校務分掌の見直し等を図ることは、学校安全を推進する上で大変有効である。

（参考・引用：・文部科学省H.P. ・教職研修2008.9 等）

